

別紙3関係

医療機関での診断、または児童相談所等公立の機関において判定を受ける方は、「診断書」と一緒に当該機関の担当の方にこの用紙をお渡しください。

診断（判定）書作成上の留意事項について

1 診断（判定）書の使用用途

この診断書（別紙3）は、埼玉県における私立幼稚園等に対する補助金に係る交付申請書の添付書類にのみ使用するものです。

2 診断（判定）機関

診断（判定）を行うのは原則として**次の機関**とし、診断書等については、診断（判定）を行った医師又は児童相談所等公立機関の長の印を必ず押印してください。

(1) 医療機関

(2) 児童相談所 ■ 県：中央（上尾）、南（川口）、川越、所沢、熊谷、越谷、草加

■ さいたま市

(3) 埼玉県立小児医療センター

(4) その他の**公立**の心身障害児指導相談機関

例) 児童発達支援事業所

3 判定を行う機関における留意事項

判定を行う機関においては、**診断書（別紙3）の「診断」という文言を「判定」と読み替えるか、二重線等で訂正して**くださるようお願いいたします。

4 お問い合わせ先

埼玉県総務部学事課幼稚園担当

電話：048-830-2560

FAX: 048-830-4735

MAIL: a2550-13@pref.saitama.lg.jp